

第14回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成30年9月4日（火）10:00～11:10

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、北地委員、五島委員、野村委員、萩原委員、服部委員、程委員、
宮本委員、小河専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、白井専門委員

（御欠席：飯盛委員、牧野委員、経沢専門委員、曾根原専門委員）

（事務局）嶋田指定活用団体指定担当室室長、松下指定活用団体指定担当室参事官

4. 議事：

（1）指定活用団体の指定に係る面接等の進め方について

5. 議事概要：

○嶋田指定活用団体指定担当室室長 それでは、定刻となりましたので、第14回「休眠預金等活用審議会」を開催させていただきたいと思います。

本日は御多用、かつ、このような悪天候の中、御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

いつものお願いで恐縮でございますけれども、これからの会議の中の内容等について、会議中にSNS等での発信は控えいただければと思っております。

まず議事に入らせていただきます前に、2点申し上げたいと思います。

6月30日付で飯島委員が辞任されまして、新たに五島委員が御着任されております。

それから、8月31日でございますけれども、岸本専門委員及び宮城専門委員が御退任されております。委員名簿につきましては参考資料1にお付けしておりますけれども、そのとおりでございます。

それでは、五島委員から、恐縮でございますが、一言御挨拶いただければと思います。

○五島委員 福岡銀行の五島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋田指定活用団体指定担当室室長 ありがとうございます。

また、事務局につきましても異動がございまして、指定活用団体指定担当室室長につきましては私、8月1日付で内閣府大臣官房総括審議官の嶋田が着任をしております。

また、8月6日付で指定担当者室の参事官として、岡本に代わりまして松下が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長より議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小宮山会長 それでは、議事1「指定活用団体の指定に係る面接等の進め方について」です。事務局から御説明ください。

○松下参事官 資料1「指定活用団体の公募から指定までの流れ」について順に御説明申

し上げます。

まず「1.」でございますが、指定申請団体の申請受付期間は来月10月1日から5日まででございます。小さい括弧に書いてございますのは、申請受付期間終了後に事務局から委員、専門委員に対し、指定申請団体の役職員等の情報をお伝えいたします。委員、専門委員には指定申請団体との特別な利害関係があるかないかを申告いただく予定でございます。

次の「2.」ですが、面接日時等の通知に関しまして、審議会の開催日時、場所については事前公表をいたしません。

「3.」でございます。公募要領に基づき申請団体から提出される申請書類について、事務局において形式的要件、例えば欠格事由等の有無などがわかりやすい例だと思えますけれども、その適合状況について事務局において事前に確認をいたします。

「4.」でございますが、事務局における面接という欄では、委員、専門委員御出席のもと、指定申請団体に面接を行うこと。面接は、委員及び専門委員皆様から質疑を行っていただくということ。意見シートは委員のみ各自御記入、御提出をいただくということと等を記してございます。

その後、「5.」でございますけれども、内閣総理大臣による指定ということで、内閣総理大臣が指定申請団体のうち、指定の基準に最も適合していると認められるものを1団体選定し、指定活用団体として指定することを確認的に書いてございます。公募要領に記載のとおり、年内の指定を予定しております。

次の「※」でございますけれども、資料等の公表について全ての指定申請団体から提出された申請書類につきまして、指定後に原則、公表いたします。また、委員が提出する意見シートにつきましても、委員名を伏せた形で指定後に公表することとしたいと思っております。

続きまして、資料2に移らせていただきます。「指定活用団体の指定に係る面接等の進め方について（案）」でございます。冒頭2パラ「指定に当たっては」というところがございますけれども、指定に当たっては指定申請団体に面接を行うこと。委員については、当該面接を踏まえ、意見を書面にて各自提出すること。その後、内閣総理大臣は指定申請団体のうち、指定の基準に最も適合していると認められるものを1団体選定し、指定活用団体として指定すること。既に法律や公募要領等で明らかなことでございますが、確認的に記述をしてございます。

以下、面接の具体的な進め方の案でございます。「1.（1）①」の「面接の順番」というところですが、申請書類の提出の際に指定申請団体に抽選をしてもらって、順番を決定することとしております。

「②」の1団体当たりの時間配分でございますが、1申請団体当たり合計2時間半程度を想定しております。事務局からの事前確認事項についての説明と、後ほど小宮山会長からお話があると存じますけれども、審査アドバイザーによる補足説明、これで合わせて30

分程度を想定しております。そして指定申請団体に入室いただいて、団体からまず30分以内で御説明をいただく。そして90分以内で委員、専門委員と申請団体の間で質疑応答をいただく。そこで審議会を閉会して、委員のみ残っていただいて、委員にその場で意見シートに御記入をいただきます。御記入をいただく時間は申請団体数によってくるところが大きいと思いますけれども、長くても恐らく30分か45分とか、割と短い時間になってしまう可能性がございますので、御承知おきいただければと思います。

紙には書いていないことですが、1点補足でございます、1つの団体が終了するごとに意見シートを御記入いただきます。指定申請団体が複数ある場合には、例えば1番目の面接、2番目の面接、3番目の面接ということで、例えば3番目の申請団体の面接が終わったところで、1番目に実施した団体の評価とか意見を書き直したいということがもしかしたらお気持ちとしてはあるかもしれません。が、今回の仕組みではA、B、Cという評語をつけていただくわけですが、それはあくまで指定の基準に照らしての評価を御記入いただくということでして、団体間の相対評価ではないということで、さかのぼって修正ができるといった仕組みにはしないということで御了解いただければと思います。仮に事後にある団体の評価が変わったといったことがあります、例えばあつてはならないと思いますけれども、何らか働きかけがその間にあったのではないかと、事後、さまざまな疑念を持たれかねないということも懸念されます。ということで、その都度御記入をいただくということで、そういう仕組みで御理解いただければと思います。

もう一点補足でございますけれども、書いていないことですが、意見シートということで後ほど御説明させていただきますけれども、手書きだけではなくてスタンドアローンのネットにつながらない形の端末を用意できないかということも現在、検討しておりますので、可能な限り実現できるようにしたいと思っております。

資料2の1ページ、最後のところに戻りまして、2つ目の「※」で「委員及び専門委員は」というところです。委員、専門委員は、面接を行う審議会当日に限り、事前に申請書類を閲覧できるようにする。事前にお渡しはしませんということでございます。これは秘密保持の観点ですとか、何らかの例えば相談ですとかお話があったのではないかと、また、それも事後に持たれないようにということで、こういった仕組みとさせていただきます。

次のページをおめくりいただきまして、「③」指定申請団体の面接時の説明者についてでございますが、基本方針を踏まえまして原則として代表理事が実施するという。それと代表理事以外に2名以内の同席、発言を認めるということを記しております。

「④」でございますけれども、その際、説明資料として申請書類以外に必要な応じて任意でプレゼン資料を使用可能ということ。その場合でございますも、事前の登録と指定後には原則公表するという旨を記しております。

次に「⑤」でございますが、面接に際しての着眼点を記してございます。公募要領には「指定の基準」として第1から第6の基準ですとか、申請書類記載事項というものが多岐

にわたって記述されております。その中でも例えば公正性ですとか適確性など何度か出てくるキーワードもございます。この着眼点というのは、面接を円滑に進めるという、専らその観点から、公募要領記載の多岐にわたる事項を、関連するものでグループ化したものがございます。ローマ数字で4つ、「意欲」「業務実施体制・能力の適確性」「中立性・公正性」「その他」にグループ化をしております。参考という1枚紙が後ろにございます。カラフルな横置き紙に公募要領の基準と4つのグループ化の対応関係を記してございます。

ここで大きいA3の紙をごらんいただければと思います。右上に参考資料3【記入の手引き】と書いたものがございます。このA3の紙では、先ほどの着眼点の「I」から順番に公募要領記載事項を対応させて並べてございます。3ページ目をごらんいただければと思います。ヘッダの緑色の部分に適確性ということを書いてございます。左端に「iii) 経理的基礎が整っているか」という着眼点を記しております。

左から2列目、基準番号というところでございますが、第3と書いております。これは公募要領上の第3の基準、そして、その該当ページというものがございます。公募要領の5ページですとか6ページに記載されている事項というふうに書いてございます。例えば一番上のところは「貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること」と書いてございますが、これは公募要領の5ページから引っ張ってきております。

そのまま右をごらんいただきますと確認結果は「-」としてございます。この「-」は書類だけでは判断が難しかったり、外形的に○×が、あるなしが判断しがたいものを意味しております。「-」の事項でありましても何か例えば特記すべきことがあれば、備考欄に事務局から事前に注記をするということでございます。

同じ「iii) 経理的基礎が整っているか」の一番下のところをごらんいただきますと、第3のP6「監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること」というものがございます。これは添付書類で事務局で外形的に確認が可能なものがございますので、右に確認結果は○または×を、あらかじめ事務局が記入をいたします。もし例えば特記すべきことが何かあれば、この右側に○×を記した上で、右側に事務局備考欄というところで注記をするということでございます。

そのまま右をごらんいただきますと、右半分が委員確認欄となっております。委員には着眼点ごと、つまりこの例ですとiiiの「経理的基礎が整っているか」ということについての意見を御記入いただく。それに対して右端ですけれども、評語の欄にA、B、Cを入れていただく。評語のみですとか意見のみということは避けていただいて、意見と評語の双方を埋めてくださいという構成でございます。

このような意見と評語を合計10の着眼点、先ほど見ていただきました10の着眼点ごとに記述をいただきます。A3の5ページ目に「IVその他」というものがございますが、ここは加点・減点ポイントなどということで、何がしか特に加点すべき点、減点すべきポイント

があるかということについて、お気づきの点があれば書いていただくということでございます。ここについては意見のみで評語A、B、Cはなしということでございます。

そして、A3の1ページ目に戻っていただきまして右上でございます。総合的な意見ということで、各着眼点の意見、評語を踏まえて、当該団体についての総合的な意見と評語A、B、Cを入れていただくという構成でございます。

以上が意見シートの御説明です。

恐れ入りますが、資料2の面接等の進め方の文字のものに戻っていただきまして、3ページ目の上の「⑥」から説明を続けさせていただきます。「その他」ということで、指定申請団体1団体につき面接と記入まで含めると3時間前後が必要になるということで、指定申請団体の数が幾つなのか今時点ではわからないわけでございますけれども、申請団体数によっては面接が複数の日程にわたる可能性がございます。その場合、日によって面接に御出席いただける委員、専門委員の数が異なる可能性があるということ。あと、そのほか禁止事項をあわせて記してございます。

「(2) 委員による意見の提出」というところは、先ほどの意見シートの評語A、B、Cの区分を記してございます。区分Aは『指定の基準』を十分に満たしており、具体性もあると認められる」。Bは「『指定の基準』を満たしていると認められる」。Cは「『指定の基準』を満たしているとは認められない」という区分でございます。

続きまして「2. 資料等の公表について」ですけれども、「(1)」、審議会の開催日時、場所は事前に公表しないということ。2つ目の○ですけれども、審議会の資料、議事録、動画については、指定の審査に関する中立性、公正性を担保する観点から、内閣総理大臣が指定活用団体を指定するまでの間は公表しないということ。3つ目の○でございますけれども、委員の記入した意見シートは指定後、記入した委員が特定されないことがないようにして公表するということ。

「(2) 指定申請団体の申請書類について」ですけれども、申請書類についても指定後、原則公表するということを記してございます。

次のページ「3. 面接等に関する遵守事項」でございます。

「(1) 利害関係の有無の確認」ということで、委員、専門委員は指定申請団体との特別な利害関係の有無について、申請受付期間終了後から審議会での面接開始前までに申告書を提出いただき、特別な利害関係があるという場合には会長の判断によって当該委員、専門委員を指定に係る審議全ての面接から除くということを書いております。

「(2) 故意の接触の通報」ということで、委員及び専門委員は、申請受付期間終了後から、審議会での面接終了までの間に、指定申請団体の設立者、評議員、役員、職員、これらの就任予定者から、指定活用団体の指定に関し、故意の接触があった場合には、速やかに事務局に通報することとし、当該指定申請団体を審議会における面接対象から除外する。

「(3) 秘密保持」ですけれども、委員及び専門委員は、面接等の過程で知り得た個人

情報や面接内容に係る情報等を漏らしてはならないとしてございます。関連して、ここに記述はございませんけれども、もしメディアですとか外部から何がしか指定に関するお問い合わせが委員の皆様、専門委員の皆様にあった場合には、事務局で一元的に対応しますと言って、事務局に回していただければと思います。

長くなりまして恐れ入りますが、以上で御説明とさせていただきます。

○小宮山会長 御説明ありがとうございました。

ここで私からの提案として資料3をお配りしております。先ほどの事務局からの説明にあったとおり、指定申請団体から提出される申請書類について、形式的要件の適合について事務局で確認することになっております。これは資料1の「3.」です。指定活用団体の指定については、厳正かつ中立性・公正性を確保した上で行う必要があります。特に経理的基礎等に係る規定等も多くございますので、北地委員に審査アドバイザーとなっただき、事務局の行った形式的事項の確認について、その妥当性を確認いただきたいと存じます。本当に全てのプロセスがボランティアでございますけれども、さらにお願ひするというところで心苦しいところがございますが、北地委員、御了解いただけますでしょうか。

○北地委員 はい、承知いたしました。

○小宮山会長 それでは、これまでの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、どういう点からでも結構でございますので、御発言いただきたいと思います。質疑応答の時間は40分ぐらいと考えております。

どうぞ。

○北地委員 先ほどのことなのですけれども、資料2の(1)②のvの2つ目の※で、内閣府の指定する場所において審議会当日の面接実施前ですが、審査アドバイザーについてはこれは解除していただけますね。

○松下参事官 審査アドバイザーの方につきましては、この限りではございませんで、事務局のほうで事前に確認したものについて御相談申し上げる、確認をいただくということでございます。よろしくお願ひいたします。

○小宮山会長 それでは、服部委員、どうぞ。

○服部委員 最も気になる点としまして、資料の件です。私たちは事前には受け取ることにはできない。当日ということがございますが、面接が例えば午後ですと。では午前中、早くから来て見ることができると一見思うかもしれませんが、その午前中どうしても見られなかったという、資料を拝見せずに判断をしなければならないということになりまして、大変大事な判断をすることが私たち求められているにもかかわらず、どちらが大事なかわからないのですが、せめて前日、見ることでできる環境をつくっていただけると大変助かるかなと思いますので、その件について御検討いただきたいと思います。

○小宮山会長 これは大変大事なことです。ほかの委員はどうお考えになりますか。

○小河専門委員 私も専門委員という立場ではあるのですけれども、全く同じような質問もさせていただきたいと思っていて、できれば前日でもありがたいのですが、中には例え

ば出張が入ってしまっているとか、そういうケースもあるかもしれませんので、秘密保持というところはしっかりと線を引かなければいけないのですが、ある程度の期間、こちらに例えば来させていただいてでも見させていただくとか、閲覧させていただくことはぜひお願いしたいというのが1点と、そもそも日程の確保という意味でも、これはいろいろな意味で事前公表はしないということはあると思うのですが、委員の皆さんもそうだと思うのですが、大変お忙しいと思いますので、当日、委員とか専門委員が数人しかいなかったということでは困ってしまうことにもなると思いますので、そのあたりについても御配慮いただきたいというのを強くお願いしたいと思います。

○小宮山会長 実務が大変になるかもしれないですね。後で個別に伺おうかと思ったのですが、今から2カ月先ぐらいまでには決めなければいけないのでしょうか。そうすると日程の確保が大変ですね。確保できるかどうか。それから、事前の閲覧あるいは配付の問題があります。審議会は何人出席すれば成立するのでしょうか。

○松下参事官 定足数がございますので、委員の過半数で、委員の方が6名以上です。

○小宮山会長 今、委員は何名ですか。

○松下参事官 委員は10名です。

○小宮山会長 専門委員は何人おられるのですか。

○松下参事官 専門委員の方は6名になられたということでございます。

○小宮山会長 専門委員も過半数ですか。

○松下参事官 定足数のカウントには入らないということです。

○小宮山会長 そうすると最低が委員6名で成立ですね。

○松下参事官 申請団体の数によりまして日程を決めていくことになります。その際に事前の、それこそ定足数が揃う日程を確保しつつ、その申請団体の数を踏まえつつ、それで組んでいくというふうになりますので、そこは申請受付期間が終わらないことには、なかなか日程について見えてこない部分がございます。

それとは別に、事前の閲覧につきまして、申請団体の数にもよってくるかと思えますけれども、十分な時間を確保するために、当日では難しいということをごんたたくさんいただいておりますので、どのようなことができるか検討させていただきます。短くて、結局、全然未消化だよということで臨むといったことが、なるべくないようにするにはどうすればいいかという点で。

○小宮山会長 いろいろな社会的状況もありますし、厳正につくっていただいたのはいいのですけれども、逆にその時間で見られるのかという点も大変重要な公正性になります。だから結構大変です。事務局は頑張ってください。

○松下参事官 どうすれば秘密保持ということと、なるべく見ていただけるといふ。

○小宮山会長 我々も、できるだけ協力したいと思います、どうしようもない予定というのはこれぐらいの期間だと皆さんたくさん入っていると思います。

○松下参事官 十分心得てございます。

○小宮山会長 日程の問題と閲覧の問題、答えが出たのかどうか分からないのですが、精いっぱいやっていただくということです。ほかには萩原さん。

○萩原委員 日程に関して言うと、あらかじめ何団体かわからないけれども、ここはあらかじめ確保してくださいということをやっていただくと大変ありがたいですので、御検討いただければと思います。

閲覧に関して言うと、教員公募なんかでもあらかじめこの期間だけしっかり見て、そして面接に臨むということもありますので、そういったやり方も御検討いただければと思います。できるだけ私たちがしっかり見るということです。

それで私からの質問なのですけれども、面接なのですが、面接の評価については審議会の委員のみが記入することになっておりますけれども、面接そのもの、質疑に関してはどうなのかということです。質疑は非常にそれぞれ専門性を持った方たちが選ばれておりますので、質疑の時間をできるだけ公平にというか、経理のところだけとかそうではなくて、時間配分のところも御検討いただきたいと思います。

特に北地委員には経理のところを中心にしっかりと見ていただくというお話もありましたので、そこで特に専門性を生かしていただきたいと思いますが、その他の当日の面接の時間、よく時間配分とかもしたりするので、この点については例えば宮本委員しっかり聞いてくださいというふうな割り当てではないですが、そのようなことも御検討いただきたいということをよろしくお願いしたいと思います。

○小宮山会長 それもよろしいですかね。これも重要な件で、質疑を誰がどのように聞かかということ。全部全く同じに聞くわけにはいかないだろうと思いますが、必ずこの人がこういう形で、この件について聞くということはある得ると思います。今の件について御意見があれば伺いたいです。

その辺の計画について、どうお考えになっていますか。

○松下参事官 委員、専門委員の皆様、特に私どもの今の案としましては、90分間の中でかえって、例えば、こちらから「この分野をお願いします」というふうをお願いするのがいいのかというのは、余りそのようには考えていなかったものでございます。90分間の中でそれぞれ御関心、団体の顔も見ながら質問をその場でいただく。特に区切りですとか、ここからここまでは例えば経理的な基礎の話をしてもらいますとか、そういったことをしないほうが、より聞いていただきたいことについて聞いていただけるのかなという、柔軟性があつたほうがいいのかなどと思って、その90分間は特に何もこちらからお願いはしないでおくべきなのかなと思っております。

○小宮山会長 90分、1時間半でしょうか。2.5時間と書いてあります。

○松下参事官 質疑応答というところでございます。そこは余りこちらのほうから、事務局のほうから、例えば、この分野をお願いしますと皆様をお願いするのがよいことなのかということについては、私は今時点ではかなり迷いがございます。

○小宮山会長 どうですか。服部さん。

○服部委員 そんなにきれいにこの方はこの質問というふうになるのかなと思ったので、拝見はしていませんけれども、私は自由でいいのではないかと考えているのと、むしろどなたが進行されるのか、会長が90分間進行してくださるのかどうかとか、そのあたりを私は聞いたかったかと思えます。

○小宮山会長 少なくとも抜けがあるとまずいです。会計について全く問題がないところに質問がないというのはあり得るかもしれないです。考えないといけないです。これは私がやるのかな。

○松下参事官 そのようにお願いをさせていただければと思います。

○小宮山会長 そうすると日程の問題があります。形式的なところ以外を見ると、業務の実施計画や最初の熱意などのあたりが非常に重要になります。だから事前にどのように進めるのかということを経営で相談するのでしょうか。行き当たりばったりというわけにはいかないです。それこそだんだんみんな質問がうまくなっていきます。だから委員がまず相談するということです。

○服部委員 それは拝見してからということですかね。要するに見ていなければ今できるし、見た上での議論をするのか。

○萩原委員 着眼点が示されているので、時間配分はできるのではないかと思います。最初のところだけが半分終わってしまいましたというのでも困るので、その辺のスケジューリングはしておいたほうがいい。目安ですよ。

○小宮山会長 進め方の原案をつくってください。網掛けのしてある形式的なところをどうするか。1番を最初に聞くのがいいのかわからないです。熱意とか意欲とか。だから具体案をつくっていただいて、相談しましょう。こういうのは誰がなれているのですか。萩原さん、得意ですか。

○北地委員 事前に書類を見た段階で、どなたか御相談できる方がいらっしゃったら。

○小宮山会長 その辺は進め方の相談をどなたかと事務局、私とでさせていただければ。

○北地委員 恐らく新設ですので経理そのものというのはそれほどではなくて、むしろ周りのところと整合しているかということが論点になるかと思えます。

○小宮山会長 網掛けの部分ですか。

○北地委員 例えば経理の基礎をつくれるような陣容であるかとか、あるいは規定類が整備されているかというようなことです。

○萩原委員 よくいろいろな面接とかでやるのは、この部分は必ず聞きましょうという項目があるではないですか。そこをあらかじめしっかりと押さえておけば、ここの部分は誰かが聞かなかった場合には必ずほかの人が聞くとか、それはしておく必要があると思います。しかも日にちがずれるかもしれないということになりますので、必ずコアの部分のここは聞くという、インタビューでもよく半構造的ってやりますけれども、そのところをしっかりと事務局であらかじめ決めておくことは必要ではないかと思えます。そのところは服部さんとチームで御協力させていただいてもいいかなと、服部さんを今、巻き込

みました。

○小宮山会長　そういう感じかもしれないです。その辺のこともポイントになって、行き当たりばったりではやれないということです。

宮本さん、どうぞ。

○宮本委員　2点、質問なのですが、1つ目は資料2の3ページ目の真ん中にある評語の区分なのですが、A、B、Cとなっていて、Cから見ていくと指定の基準を満たしているとは認められない。これはわかります。Bは指定の基準を満たしていると認められる。それから、Aになって「十分に満たしており」まではわかるのですけれども、そこに「具体性もあると認められる」だとAだけつくのですが、このあたりのところ、順次で行くと基準を満たしているか満たしていないかということになり、さらに具体性があると認められるというのは丸A（A）みたいな意味合いを持つかと思うのですけれども、Aだけ、十分満たし、具体性もあると非常に特別な基準になっているのです。このあたり、どうしてこのようなことになるか。規則的と言うのだったら、だめというのはDになり、あとA、B、Cという4段階というものはあるかと思うのですけれども、これが1点です。つまり具体性があると認められるというのをAにだけ特につけるといふ、このあたりがうまくいくのかなというのが1つ疑問でした。

それから、記入の手引きのほうに関してなのですが、1ページ目のところに総合的な意見というので評語を書くことになっているのですが、先ほどのお話だと相対評価ではなく絶対評価だと。だから順番にA、Bというふうにつけていくことになりますので、場合によっては1人の評価者が2つの団体にAをつけるということがあり得るのですよね。修正できないので、最初にAとつけて、3番目の団体にもAとつけるということがあり得ますけれども、これはそれでいいということですよ。

○小宮山会長　それはいいと思います。これは絶対評価だから、極論すると全部Aになっても、その後、判断する政府あるいは総理大臣が困るかもしれませんが、ここではそれでいいということです。それから、評語のAの「具体性があると認められる」というのがほかとのバランスで基準としていいのかという御質問、これは。

○松下参事官　これは3段階で評価をしていただきたいという、3段階に振り分けて、ということがここで言っていることだと思いますけれども、Bは指定の基準を満たしています。さらにそれより具体性がある。十分に基準を満たしていて、具体性がよりはっきりしていますよといったことがあればAということ。その3段階にすることで、なお評価をはっきりさせやすいということだと思います。

○小宮山会長　気持ちはわかります。「十分に」が取ればもっとわかるでしょう。「十分に」がついてしまうと「十分に満たしている」でもってAになるわけだけでも、指定基準を満たしているということは必要条件で、さらに何をやるかとか、意欲とかに具体性があるかということです。甲子園の野球ではないのだから、意欲だけでは困るわけです。

○宮本委員　「十分に」を取れば大体わかりますね。

○小宮山会長 多分そういう意味だったのです。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 逆かなと思ったのは、これぐらいのものを出していらっしゃる場合は、相当吟味されていらっしゃると思っていまして、そうすると基準に満たすか満たさないかというのは意識しますね。さらに十分に満たしているというA、B、Cの気持ちはわかるのです。具体性がない状態を出してくるかなという気がするわけです。だから具体性があるという、ここを先生が御指摘されたのでそうだなと思いましたが、満たしているけれども、何かほかの絶対評価なのですごい難しいのですけれども、どこをもってAを、具体案はもっと具体的にですか、だから私は。

○小宮山会長 評語の具体案を教えてください。

○服部委員 具体性があるというのが要らない。逆です。

○小宮山会長 「十分に満たしている」ですね。それもあります。どちらがいいのだろう。

○服部委員 済みません、ややこしいことを言いました。

○野村委員 「十分に」のインプリケーションが具体性だけなのかどうかというと、必ずしもそうではないと思いますので、1つの十分性のポイントとしては具体性もあるかもしれませんけれども、ほかの観点から。

○小宮山会長 例えば何がありますか。

○野村委員 例えば人のバックグラウンドが極めてすぐれていて、組織としての期待可能性が高いとか、そういったようなことがあるのではないかと。

○小宮山会長 なるほど。そうすると、「十分に満たしている」として、その十分の意味というのを※でもつけて、例として書くことにしましょうか。具体性、人材等とか、今の話だとその2つですが、3つぐらいあるといいです。確かにどのような人がやっているかという点がありますね。経験がある人とか実績のある人とか、具体的に何をやるか。課題を解決すると言っても課題の意識として具体性がより高いというのは大きい。あと何がありますか。

○程委員 関連しているのですけれども、これはみんな宣言するわけです。能力もあるということを見せる中、具体性と関係するのですが、時限性があっていつまでにちゃんとそれを実現するという。計画性で。

○野村委員 あるいはフィージビリティというのもあるのではないですか。要するにいいことを言っても実際にできるかどうかわからない。

○程委員 だから幾らでもいいことは言える。それは体制とか能力とか人を見るのですけれども、実現性、フィージビリティという、それは具体性という言葉なのか。

○小宮山会長 その3つぐらいでいいのではないですか。「指定の基準を十分に満たしていると認められる」にして、十分にというのは例えばこういうことであるというのを3つぐらい挙げておけば。

ほかにいかがでしょうか。

○北地委員 10月1日から5日の間に申請書類を出していただくのですが、この間またはこの後に申請書類の差し替え、削除、加筆等は認められるでしょうかという形式的なことと、中身が入れかわった場合、例えば人員構成などが新たに変わったような場合というのは、そこを変更していただくのか、それとも、そのまま受け付けるのかということです。

といいますのは、当日プレゼンテーションでまた別の資料を持ってこられるようになるのですけれども、この資料というのは本来、申請書類を補足的に説明するものであって、新たな何らかの情報を加えるものであってはいけないかどうかということも含めてお考えいただきたいのですが。

○小宮山会長 原案はどう考えているのですか。

○松下参事官 差し替えにつきましては、申請受付期間、10月5日の17時で締め切った後は、いかなる理由であっても差し替え不可ということは今想定してございます。

○小宮山会長 期間内と言いませんでしたか。1日に出して5日に修正するとか。

○北地委員 期間内及び期間後、両方お聞きしたかったのです。期間内であってもだめかどうかということも含めてです。

○小宮山会長 不可でいいのではないですか。何故そういうことをおっしゃるのですか。出してしまったのだから、こんな短い期間なのだから。

○北地委員 こういう初めての場合には、求められていることについて十分まだ知識が普及しておりませんので、勘違いして書きましたということと、あと人の了解を十分とっていなかったとか、ほかの団体と重複して人がいるような場合には、こちらのほうをやるからこちらから抜けるというのは、事実が変わってしまうような場合もあるかと想定しています。

○小宮山会長 なるほど、そこまで考えるのですか。

○北地委員 長いこといろいろな委員をやっていますので。

○小宮山会長 受付期間が終わったら、5日の後は不可だけれども、1日から5日までの間を場合によってはこういう事情があったら変えてもいいかどうかですね。やらなくてもいいと思います。期間が短いから。

○松下参事官 提出するときについてなのですが、内閣府のホームページに予約フォームというものを近日中に開設するのですが、申請団体には事前に予約フォームというものから「この日、何時に持っていくます」という希望日時を登録してもらいます。バッティングすることのないようにということもございます。そのようにして受付をします。それが10月1日から10月5日の17時までのどこかを選んでいただくことになります。

私どもの内部の議論の感じでは、一旦、出したものについては差し替え不可ということで明言をして、事前予約フォームをオープンにするというふうにできればなと思っておりますが、そのようなことでいかがでございましょうか。

○小宮山会長 いかがでしょうか。

○北地委員 当日のプレゼンテーションの資料が、その中身に沿ったものでないという

きにはどういたしましょうか。

○小宮山会長 例えば参加者、指定活用団体の役員等はあらかじめやりますという合意はとってあるのでしょうか。了解をとった人の名前を書いてくるのでしょうか。

○松下参事官 申請団体側はそういうことだと想定しています。

○小宮山会長 想定しているだけですか。それは書いていないのですか。

○松下参事官 何についてですか。

○小宮山会長 参加するという了解です。例えばこの人を代表にするとと言っても、そんなの聞いてないよという場合です。さすがにないだろうけれども、その下の役員というのもたくさんいるでしょう。

○松下参事官 説明者を誰にするか。

○小宮山会長 違います。

○松下参事官 代表理事が誰か。

○小宮山会長 代表理事はさすがに了解しているでしょう。

○松下参事官 就任承諾書も添付していただくことになっていて。

○小宮山会長 どこまでですか。

○松下参事官 職員まで含めて就任承諾書を出していただきますし、略歴も出していただきますので、知らないでなるということは、済みません、そういう状態があるとは。

○小宮山会長 結構あるのです。

○北地委員 当初ここに就任承諾を出したけれども、ここではなくてこちらのほうがより仲がいいとかで、こちらに変えたい。こちらを取り下げしていなかったというような場合です。

○松下参事官 申請団体の2つに同じ名前があるということですか。

○北地委員 あって悪いということはないと思うのですが、事実ではない場合が困るかなと思います。

○小宮山会長 どちらになってもやりますという人はいるかもしれないです。あり得ます。それはいいのですか。出してあるのだからどちらでもやると。

○北地委員 本人がやると言えばいいと思うのですが、本人がやらないと決めたものを出してこれたら困るのだと思ったのです。

○松下参事官 同一人物が複数の申請団体に名前があってはならないという規定は今どこにも書いていないので、そういったことについて面接の際には明らかになるわけですので、それはどういうことなのかということは、面接において例えばお聞きいただくことになってくると思います。

○小宮山会長 それぐらいでいいのではないですか。さらに心配ですか。

○北地委員 面接のときに申請書の中に書いていなかったようなことで、申請のポイントにかかわることをより具体性を高めてやるようなプレゼンテーションというのはいかがでしょう。意思という部分は余り表現する部分がないのでいいと思うのですが。

○松下参事官 資料2の2ページ目の「④」の「説明資料」に書いてございますのは、ii)のところですけども、必要と考えるプレゼンテーション資料(任意)としておまして、それ以上の縛りをここでは特段書いてございません。もし申請書類の範囲を超えないことというふうに記述したほうがよろしければ、今ここでそのように修正をするというふうに、もし皆様がそのようにお思いであれば修正をしていったほうがよいかと思えますが。

○小宮山会長 それは非常にあり得る話です。申請書類を出したけれども、この人も参加することになりましたとか。書いていないけれども、こういう重要な課題解決の新しい方法が加わるとか、それはいいのでしょうか。どうぞ。

○服部委員 書類審査だけですよということであれば、プレゼンするときにもそのようにおっしゃっていただければいいと思っていて、10月の時点のものをもって判断すると決めるのではなくて、面接で決めるといいますか、私たちが判断して内閣府に渡すということですけども、であれば申請書とプレゼンのところで違いがあれば言っていただければ、それをもってこちらで判断することによろしいのではないかと考えていて、常識を逸脱するぐらいの違いがあったら、それはどうなのということはこちら側がA、B、C何かをつけてしまうわけですから、そこは御理解いただけるのではないかと考えています。

○小宮山会長 委員会の見識。今の議論はその辺でいきましようか。では野村委員。

○野村委員 評語のつけ方等についてお伺いしたいのですけれども、当然の前提なのかもしれないませんが、面接が終わった後、委員の間の討議というのはないということによろしいですか。各自が思ったとおりにつけるということですね。

○松下参事官 御相談いただいて、ということではなく、審議会としての意見を1つ決めるということでもなく、各委員に御記入をいただくということでございます。

○野村委員 これを我々が面接した結果を内閣総理大臣の名をもって選定されるのだと思うのですけれども、そのとき例えば総合的判断に1名でもCがついていたら採用しないとか、そういったような基準もないということによろしいですか。

○小宮山会長 基準はないのですが、公表するということです。後から確認しておこうかと思いましたが、誰がつけたかという名前は公表しませんが、A、B、Cと意見を公表するということですから重いのです。

○野村委員 例えば相当困られるのは皆さん残りの人が全部Aで、1人だけCがついているという場合があったとしたときに、そこも含めて結果を見てから御判断されるということだと思ふのですけれども、そういう意味で拒否権みたいな形のものではないということでは理解しておいてよろしいですか。

○小宮山会長 それが結局、意味を持つかどうかということですが、Cをつけたら意見が相当重要なはずですよ。そこに書いた意見が。それと組み合わせて意味がないと思えばはじくということでしょう。

○野村委員 わかりました。

それと総合的評価の欄と各着眼点、個別の欄の関係なのですが、一応、最終審査のどこ

ろは総合的評価のところを見るという理解でよろしかったでしょうか。それともそれぞれの欄についての記載を最終決定のときには反映されるということになるのでしょうか。

○小宮山会長 最終決定について、どのように考えているかということですね。

○嶋田指定活用団体指定担当室室長 今のところ全部を開示することとしており、総合評価だけになると僅差でみんなAであることも考えられますが、中身をブレイクダウンしてみてもいろいろ差がみえて、ここが強いというものが見えてくると思うので、そうした情報も含めて開示しご判断いただくことを想定しております。

○野村委員 最後1点なのですけれども、複数の日にわたった場合に、A団体が前に面接を受けていて、後でB団体が受けるということになったときに、当然Aの団体は自分が不利にならないように、自分たちがどんな面接を受けたかということは普通は言わないと思うのですが、この間に接触とかそういったものというのは、ここは知らない世界ということになるのでしょうか。

○松下参事官 その点は資料2の3ページ目の「⑥その他」の一番下の○でございます。先ほど説明を端折りまして、「指定申請団体は、面接の日時・場所を事前に漏らしてはならない。また、面接の内容についても、指定活用団体が指定されるまでは他に漏らしてはならない」。ここで面接を受ける団体間でのやりとりなどは禁止をしております。

○野村委員 そうなると指定活用団体に申請した人は、どこがほかに申請しているか知っているということになるのですか。

○松下参事官 知らないと考えています。もし何らか、指定申請団体が面接が終わった後に、外部に漏らしてはならないということでございます。

○野村委員 先ほど複数の団体に役員として参画することは否定されていないということになりますと、特定の方というのは両方知っている可能性はあるけれども、そこはしょうがない。

○松下参事官 もし仮にそういうことがあれば、それは申請団体Aとしての役割、申請団体Bとしての役割ということで、御自身の中で対応していただかないと、それができないということであれば同一の人物が承諾するということがそもそも。

○小宮山会長 そうしましたら今日は少し時間が延びて、大変重要な状況なので延びて申しわけありませんが、もう時間がございません。白井さん、五島さん、工藤さん、萩原さん迄で終了したいと思います。

白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 質問というか確認なのですが、専門委員というのが議決権がない状態を出ていたんだというのを今回初めて非常に強く意識をさせられたのですが、我々は何をしに来るのかというところの確認です。事前説明で、私は質問係ですかとお聞きしたら、そうですと言われたのですが、いわゆる現場からの観点を提供するという役割と置いていけばよろしいのでしょうか。あと何かやるべきこととか意識することがあれば教えていただければと思います。

○松下参事官 専門委員の方々は、専門的知見を御活用いただきたいということで就任いただいております、今回の面接につきましてもその専門的知見をバックグラウンドにした御質問をしていただくことをお願いしたいと思います。

○小宮山会長 我々は直接接する経験がないですから、ぜひお願いしたいと思います。

では、五島委員。

○五島委員 先ほど業務実施体制と能力の適確性の中で、実効性とかフィージビリティというお話がありましたが、それをしっかり見きわめるためには、これまでどういうことをやってこられたという実績をきちんと確認する必要もあろうかと思えます。申請書の中にも実績を書く欄があるのですけれども、全部に丸がつくわけではないので、丸がつけられたところはしっかり説明してくださいというような、プレゼンテーションは任意とはいえ、実績はしっかり説明してくださいというところがあっていいのかなと思えました。

もう一つ、我々、特に私はこういったところは素人なのですが、面接のときに専門委員の方々がいろいろ質問されたりしてやりとりを聞いて、終わった後にちょっと自分としてはよくわからなかったとか、そういったところは専門委員の方と少し打ち合わせをさせていただき、あるいは確認をさせていただくことは可能でしょうか。

○小宮山会長 前半はぜひそのように考慮したいと思います。後半はいかがですか。

○松下参事官 こういう相談はいいけれども、こういう相談はだめということの線引きは現実的には難しいと思えます。面接での質疑応答の後は、各自の御判断といただければと思います。もし御確認が何か必要なことがあれば、面接の中でクリアにさせていただくことが大事なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○五島委員 その場で確認してよろしければそうしますが、何か聞きづらいときもあるのではないかと思いますけれども、全く面接の後は接触禁止ですか。専門委員の方々と。

○松下参事官 イメージしておりますのは、審議会として面接をするわけですが、ここで審議会を終了いたしますというふうにして、専門委員の方と申請団体は退室をいただいて、委員にのみ残っていただいて、その場で御記入、と思っております。

○小宮山会長 絶対評価ということを非常に強く意識していて、いろいろな社会的問題について、

ネガティブな話が多いものですから、かなりディフェンシブに考えているのです。時間内は発言自由で90分ございますので、率直にやっていただいてよろしいのではないかと思います。

○五島委員 わかりました。不明な点はその場で確認しながら進めるということですね。

○小宮山会長 専門委員1人の意見が強くなってしまってもかえって問題です。今の話ですか。

○萩原委員 つまり野村委員もおっしゃっていたのですけれども、これは全部終わった後に委員の中での合意形成がされないということで、それでそのまま出す。よくやる方法とすると、審議委員会が選考委員会だとすると、しっかりとそれぞれの委員が意見を出し合

って、なぜこの評価にしたのか。それこそそういうときに五島委員から、これについても少し聞きたいみたいな場があって、その上で、ではこの団体についてはこういう評価という形で答申。

○小宮山会長 それが普通です。

○萩原委員 普通なのだけれども、今回の場合はとにかく。

○小宮山会長 とうか、それはそれを決めるという委員会です。上位組織でもって決めるという場合でも、実質的にそこで決めるという委員会。これはA、B、Cをつけて影響は非常に大きいと思うのです。

○萩原委員 面接だけはするのですね。そこの次に決める委員会がある。

○小宮山会長 委員会とうか、内閣総理大臣が決める。

○萩原委員 私たちは面接をして、絶対評価を出す。

○小宮山会長 ただし、これは結果が公表されますから、ひっくり返すのは相当考えないと大変でしょう。

○萩原委員 そういった意味での透明性が確保されるようなプロセスになっているということで理解。わかりました。ありがとうございます。

○小宮山会長 今のでいいですね。

工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 私も確認だけなのですけれども、説明者が代表理事が2名以内ということで、特にどういう人間がという記載がない。私としては着眼点に役員（代表理事）という言葉がありますので、役員の方が来られることが多いのかなと思っているのですが、基本的には役員または職員等で、先ほどのペーパーを出されている方が代表理事以外の2名に相当するというところで。

○松下参事官 代表理事以外2名、役職について、例えば職員だったらだめなのかということについては、特に縛りをかけないほうがよろしいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○工藤専門委員 わかりました。

○小宮山会長 ありがとうございます。大体合意はできたのではないかと考えます。

それでは、以上で意見交換は終了します。修正はあったでしょうか。

○松下参事官 「A、B、C」のところ少し。

○小宮山会長 今の御意見を反映して、最終案にさせていただきたいと思います。

本日の議事はこれで終了ですが、その前に事務局から発言があるとのことですので、お願いします。

○松下参事官 時間が超過しておりますけれども、恐れ入ります。事務局から御連絡差し上げておりますとおり、指定活用団体に関する内閣府令、告示、ガイドラインにつきまして6月29日に公布されました。内容につきましては、お手元に「参考資料4」として配付しております。あわせて、指定活用団体指定担当室職員の行動に関するガイドライン

につきましても、「参考資料5」のとおりお配りしてございます。

もう一点、前回の審議会で御議論をいただきました「休眠預金等活用審議会参加規程（改正案）」につきまして、「参考資料9」ということで一番最後にお配りしてございます。前回の審議会で御議論いただきましたが、審議会決定をしておりません。審議会決定していないにもかかわらず、決定された文書ということで内閣府のホームページに掲載されておりました。これにつきましても事務的なミスということで、事務局よりお詫びを申し上げます。ホームページには5月16日審議会資料としてのみ掲載を続けるというふうにさせていただきたいと思っております。

事務局としましては、この参加規程につきまして、現行で生きている参加規程というのは、改正前の参加規程だと思っております。5月の改正案というのは「参考資料9」という形でお配りしているものなのですが、これは第1条を追加するものでした。指定活用団体の役職員等となった者は、審議会委員、専門委員を辞任しなければならない旨を規定しようとしたものでございまして、指定活用団体が指定された後の審議に関わるものでございます。この条項がない状態でありましても、仮に指定活用団体と審議会委員に特別な利害関係がある場合には、同じ参加規程の改正案ということでしたら3条、4条、改正前でしたら2条、3条によりまして、実質的に審議と議決から除斥は可能でございまして、当面は実質的な影響はないと思っております。

いずれにしましても、この参加規程につきましては、今後、審議会の委員と専門委員の次期の改選がやってまいります。次期改選に向けまして、指定活用団体だけではなくて、資金分配団体等と委員と専門委員の関係も含めて、検討・整理し直す必要があると思っております。皆様の任期が来年4月に到来するということも勘案しながら、整理、検討をさせていただきたいと思っております。

あと、事務的なお話でございまして、公募の申請期間は10月1日から5日で、申請書類を提出する際の事前の予約フォーム、書類提出時に持参いただくチェックリストといったもの、申請団体向けのものですが、今後、近日中にホームページに掲載する予定でございまして。

もう一点、次回の会議日程等につきましては、追って事務局から連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○小宮山会長 それでは、大変ありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。

< 傍聴者 >

朝井優氏(厚生労働省)、片桐豪志氏(北地委員随行)、菊池泰浩氏(五島委員随行)、
小林信之氏(小宮山委員随行)、斎藤綾子氏(程委員随行)、佐藤和直氏(工藤専門委員随行)、
新田英理子氏(萩原委員随行)

以上